

議員提出議案第1号

生活保護の生活扶助の水準を維持することを求める意見書

上記の議案を朝霞市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成29年12月14日提出

提出者	朝霞市議会議員	黒川	滋
賛成者	朝霞市議会議員	大橋正	好
賛成者	朝霞市議会議員	小山	香
賛成者	朝霞市議会議員	田辺	淳
賛成者	朝霞市議会議員	斉藤弘	道
賛成者	朝霞市議会議員	山口公	悦
賛成者	朝霞市議会議員	石川啓	子

朝霞市議会議長 様

## 生活保護の生活扶助の水準を維持することを求める意見書

政府は、12月8日の厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会で、生活保護の生活扶助の基準額を1割程度引き下げる提案を行っています。

引下げの提案は、生活保護を受けていない貧困世帯との格差を理由としていますが、生活保護の支給世帯の割合である捕捉率は2割を下回り、生活保護の生活扶助の基準額を下回る所得の世帯の多くが、貧困世帯が生活保護を受けずに、生活保護水準以下の生活で、自助努力で貧困生活にあえいでいることが格差の背景にあり、問題です。

また、地方公共団体においては、就学援助をはじめ、国の政策や、地方公共団体独自の政策によるものなど、様々な低所得者向けの事務を執り行っていますが、生活扶助の基準額の変更は、低所得者を支える様々な施策に影響を与えます。

近年、貧困問題が注目される中、政府や地方公共団体の役割は、貧困世帯に援助し、可能な者には社会参加・就労への道をつけ、社会的統合を図ることです。今日、家族問題の多くは、貧困に起因するものであり、貧困世帯を支えていくことが、社会の安定に重要な役割を持ちます。

政府においては、生活保護の生活扶助の水準を維持するよう要請する意見書を提出します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月18日

埼玉県朝霞市議会議長 野本 一 幸

厚生労働大臣

加藤 勝 信 様